

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況（母子保健法第15条関係）

平成20年度の市区町村に対する妊娠届出者数は約115万1千人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が約89万8千人（78.1%）と最も多く、年次推移をみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が増加の傾向にある（表1）。

表1 妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

（単位：人）

		平成18年度 (2006)		19年度 ('07)		20年度 ('08)	
			構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)
総 数		1 143 086	100.0	1 150 541	100.0	1 150 660	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	800 936	70.1	829 088	72.1	898 390	78.1
	満12～19週 (第4～5月)	295 687	25.9	286 009	24.9	220 597	19.2
	満20～27週 (第6～7月)	16 981	1.5	16 711	1.5	14 650	1.3
	満28週以上 (第8月以上)	9 407	0.8	8 225	0.7	8 413	0.7
	不詳	13 966	1.2	10 508	0.9	8 610	0.7

注：1) 「満28週以上（第8月以上）」には、分娩後に妊娠の届出をした者を含む。

2) 平成18年度については、妊娠週（月）数別の計上のない市区町村があるため、総数と妊娠週（月）数の計が一致しない。

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況（母子保健法第13条関係）

平成20年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」約138万人、「産婦」約6万6千人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の実施状況

（単位：人）

		平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 223 797	1 211 026	1 196 079	1 245 871	1 380 415	110.8
	精密健康診査受診実人員	10 237	10 070	9 748	11 674	9 958	
産 婦	一般健康診査受診実人員	72 083	62 874	62 994	59 460	65 616	110.4
	精密健康診査受診実人員	249	247	48	59	7	

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況（母子保健法第12条関係）

平成20年度に市区町村が実施した乳幼児の一般健康診査の受診実人員は、幼児は「1歳6か月児」約103万5千人、「3歳児」約98万5千人となっている。受診率は、「1歳6か月児」93.7%、「3歳児」90.8%となっている。（表3）

乳児は、「3～5か月児」の受診実人員が約106万4千人と最も多く、受診率は94.9%となっている（表4）。

表3 幼児の健康診査の実施状況

(単位:人)

			平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 050 631	1 044 192	1 015 480	1 018 329	1 034 745	101.6
		受診率 (%)	91.9	91.5	92.5	93.4	93.7	
		精密健康診査受診実人員	17 350	17 152	15 708	13 142	13 284	
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 047 333	1 047 349	1 022 946	1 007 257	985 266	97.8
		受診率 (%)	88.5	88.9	89.5	90.1	90.8	
		精密健康診査受診実人員	60 333	60 886	59 661	49 199	49 927	
その他	一般健康診査受診実人員	170 573	168 899	162 007	118 317	121 186	102.4	
	精密健康診査受診実人員	5 663	5 387	4 280	1 810	1 256		

注：受診率＝（一般健康診査受診実人員／健康診査対象人員）×100

表4 乳児の健康診査の実施状況

(単位:人)

平成20(2008)年度

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	269 510	1 064 264	379 020	750 076
	受診率 (%)	82.6	94.9	81.5	81.9

注：受診率＝（一般健康診査受診実人員／健康診査対象人員）×100

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況（母子保健法第10条、第11条第1項、第17条第1項及び第19条第1項関係）

平成20年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の「保健指導」の被指導実人員は、「幼児」約85万5千人、「乳児」約81万7千人となっている（表5）。

平成20年度の「訪問指導」の被指導実人員は「産婦」約55万人、「乳児」約35万7千人となっている（表6）。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の実施状況

	被指導実人員(人)					
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
	妊 婦	505 541	528 652	546 332	558 897	620 302
産 婦	195 229	206 646	209 045	209 702	235 097	112.1
乳 児	760 800	799 697	757 591	808 565	816 976	101.0
幼 児	844 925	866 592	837 077	848 536	855 306	100.8

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の実施状況

	被指導実人員(人)					
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
妊 婦	21 033	19 077	17 600	17 454	18 712	107.2
産 婦	348 999	367 844	396 232	469 808	550 425	117.2
新 生 児	215 646	218 149	214 375	253 778	270 793	106.7
未 熟 児	50 767	49 407	50 506	53 700	53 627	99.9
乳 児	181 195	199 946	225 694	273 395	357 262	130.7
幼 児	138 406	136 842	141 216	141 694	149 022	105.2

注:「新生児」は未熟児を除く。「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進 (地域保健法第6条関係)

平成20年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は約758万4千人で、そのうち「栄養指導」が約528万6千人と最も多く、次いで、「運動指導」が約147万6千人となっている(表7)。

対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が約300万5千人と最も多くなっている。「運動指導」では「20歳以上」が約141万3千人と最も多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の内容別指導状況

	被指導延人員(人)					
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
総 数	7 933 683	7 935 476	7 905 166	7 568 554	7 583 680	100.2
栄養指導	5 693 973	5 579 676	5 383 462	5 373 926	5 286 081	98.4
運動指導	1 489 815	1 599 901	1 714 958	1 431 045	1 476 149	103.2
休養指導	137 912	129 614	112 227	103 136	102 931	99.8
禁煙指導	307 349	291 723	308 038	273 237	299 648	109.7
その他	304 634	334 562	386 481	387 210	418 871	108.2

表8 健康増進関係事業の対象区分別指導状況

平成20(2008)年度

	被指導延人員(人)				
	総 数	妊産婦	乳幼児	20歳未満	20歳以上
総 数	7 583 680	593 044	3 093 312	369 707	3 527 617
栄養指導	5 286 081	325 835	3 004 639	253 895	1 701 712
運動指導	1 476 149	46 238	・	16 735	1 413 176
休養指導	102 931	51 371	・	3 464	48 096
禁煙指導	299 648	114 042	・	75 197	110 409
その他	418 871	55 558	88 673	20 416	254 224

注:1)「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健（地域保健法第6条関係）

平成20年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」約456万2千人、「予防処置」約245万5千人となっている。年次推移をみると、「予防処置」が増加の傾向にある。（表9）

表9 歯科健診・保健指導等の実施状況

	被指導等延人員(人)					
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
歯科健診・保健指導	4 955 009	4 734 836	4 482 461	4 595 416	4 561 912	99.3
予 防 処 置	2 000 375	2 213 034	2 293 236	2 402 210	2 454 507	102.2
治 療	19 514	15 391	14 366	14 581	11 857	81.3

注:訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項、第4項及び第5項関係）

平成20年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」約76万8千人、「デイ・ケア」約20万9千人、「訪問指導」約33万3千人、「電話相談」約111万4千人となっている（表10）。

「相談」の延人員を相談の内容別にみると、「社会復帰」が約24万8千人となっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の実施状況

	相談等延人員(人)					
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)
相 談	797 086	800 064	758 906	778 171	768 191	98.7
デ イ ・ ケ ア	391 043	330 901	288 927	235 170	209 004	88.9
訪 問 指 導	370 422	350 379	340 139	332 810	332 613	99.9
電 話 相 談	992 428	1 006 039	1 027 257	1 093 086	1 113 734	101.9
メ ー ル 相 談	・	・	・	6 863	7 199	104.9

表11 精神保健福祉の相談の内容別延人員

平成20(2008)年度

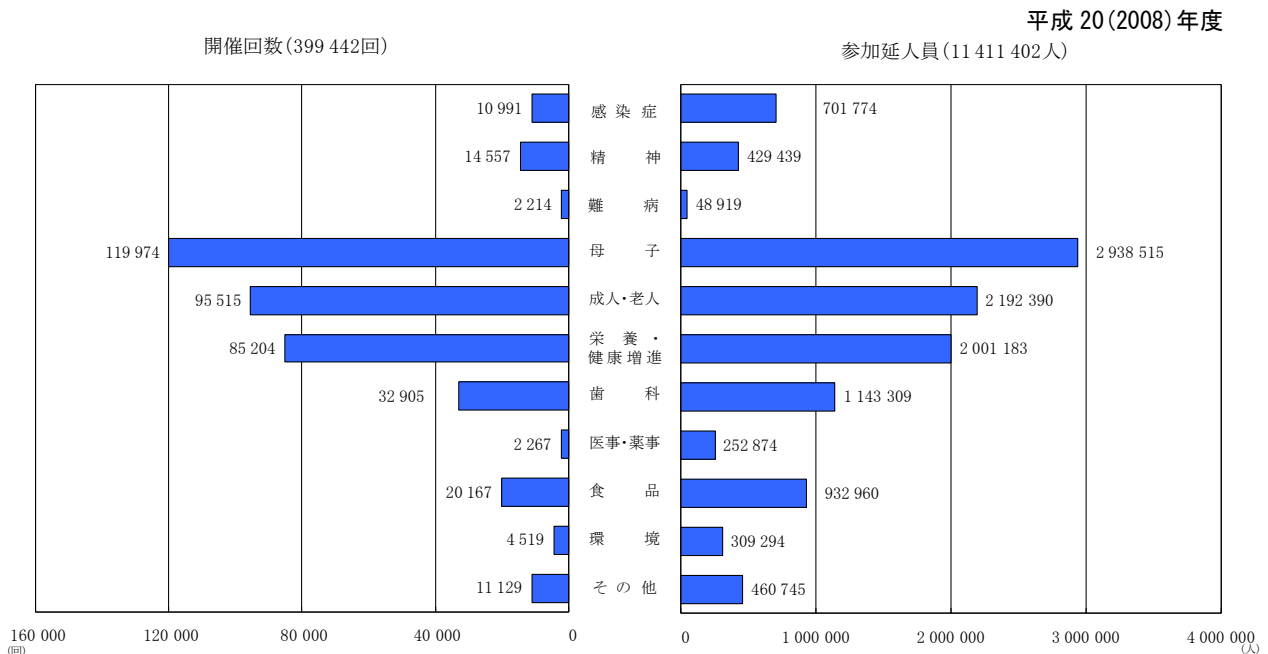
	延人員(人)						
	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度比(%)	
相 談	797 086	800 064	758 906	778 171	768 191	98.7	
相談の内容	老人精神保健	47 319	45 301	44 393	41 857	39 967	95.5
	社会復帰	282 496	281 406	245 852	249 524	247 720	99.3
	アルコール	43 227	39 928	36 561	38 485	34 414	89.4
	薬物	6 514	6 807	6 194	7 177	5 754	80.2
	思春期	18 685	18 451	20 082	18 528	18 086	97.6
	心の健康づくり	57 819	61 329	62 669	70 991	72 166	101.7
	その他	341 026	346 842	343 155	351 609	350 084	99.6
(再掲)	ひきこもり	・	29 401	25 124	22 924	26 152	114.1
	自殺関連	・	・	6 216	6 617	7 988	120.7
	自殺者の遺族	・	・	・	・	885	・
犯罪被害	・	・	・	・	647	588	90.9

5 衛生教育（地域保健法第6条関係）

平成20年度に保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は約39万9千回、参加延人員は約1141万1千人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くとなっている。（図1）

図1 衛生教育の実施状況



6 エイズ（地域保健法第6条関係）

平成20年度の保健所に対するエイズに関する相談件数は、「電話相談」約7万9千件、「来所相談」約12万1千件となっている。

保健所が実施したHIV抗体スクリーニング検査のための採血件数は約14万7千件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは319件となっている。（表12）

表12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育開催状況

		平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)
相談件数	電話相談	53 168	55 628	66 871	78 157	78 537
	来所相談	92 547	82 743	95 109	116 927	120 856
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	72 419	77 027	102 878	133 403	147 372
	確認検査	1 469	1 136	789	638	869
	陽性件数	196	200	272	302	319
	陽性であった割合(%)	2.71	2.60	2.64	2.26	2.16
衛生教育開催回数		2 989	3 258	3 118	2 690	2 275

注:1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合=(確認検査の陽性件数/スクリーニング検査件数)×1,000

7 予防接種（予防接種法第3条関係）

平成20年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「沈降精製百日せき破傷風混合ワクチン使用（DPT）」の第1期の初回接種の第1回が約113万8千人、「急性灰白髄炎（ポリオ）」の第1回が約107万2千人、「インフルエンザ」が約1,576万1千人となっている（表13）。

表13 定期の予防接種の実施状況

（単位：人）

平成20(2008)年度

				総 数	個 別	集 団
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン使用 (DPT)	第1期	初回接種	第1回	1 137 541	1 093 415	44 126
			第2回	1 129 399	1 085 672	43 727
			第3回	1 127 047	1 083 525	43 522
		追加接種	1 084 304	1 039 561	44 743	
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用(DT)	第2期		893 773	765 592	128 181	
急性灰白髄炎 (ポリオ)	第1回		1 072 094	139 755	932 339	
	第2回		1 056 754	139 596	917 158	
日本脳炎	第1期	初回接種	第1回	232 264	225 972	6 292
			第2回	228 404	222 088	6 316
		追加接種	123 470	119 201	4 269	
	第2期		82 493	77 882	4 611	
麻しん・風しん	第1期		1 032 207	1 020 451	11 756	
	第2期		1 060 604	1 044 183	16 421	
	第3期		1 005 327	920 924	84 403	
	第4期		937 906	918 102	19 804	
インフルエンザ	総 数		15 761 015	・	・	
	60～64歳		33 391	・	・	
	65歳以上		15 727 624	・	・	

注：1)「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用(DPT)」の第1期の初回接種は生後3～90月未満を対象に、20～56日までの間隔をおいて3回、追加接種は初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回行われる。

2)「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用(DT)」の第2期は11～13歳未満を対象に1回行われる。

3)「急性灰白髄炎(ポリオ)」は生後3～90月未満を対象に、41日以上の間隔をおいて2回行われる。

4)「日本脳炎」の第1期の初回接種は生後6～90月未満を対象に、6～28日までの間隔をおいて2回、追加接種は初回接種終了後概ね1年後に1回行われ、第2期は9～13歳未満を対象に、1回行われる。

5)「麻しん・風しん」の第1期は生後12～24月未満、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者を対象に1回行われる。第3期は13歳、第4期は18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日にある者を対象に1回行われる。ただし、第3期・第4期は既に罹患したことが確実な者及びそれぞれの予防接種を2回接種した者を除く。

6)「インフルエンザ」は①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象に1回行われる。

8 職員の配置状況（地域保健法第10条関係）

（1）常勤職員の配置状況

平成20年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「(14)保健師」24,262人が最も多く、次いで「(04)薬剤師」3,006人、「(12)管理栄養士」2,773人、「(03)獣医師」2,408人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞(19)～(24)）をみると、「(24)医療監視員」7,844人が最も多く、次いで「(22)食品衛生監視員」5,211人、「(23)環境衛生監視員」4,551人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員の配置状況

平成20(2008)年度末現在

		全 国				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
		平成20年度 (人)	平成19年度 (人)	対前年度 増減数 (人)	対前年度比 (%)			
合 計		54 002	54 748	△ 746	98.6	15 266	18 163	20 573
(01)	医 師	1 097	1 150	△ 53	95.4	481	509	107
(02)	歯科医師	135	158	△ 23	85.4	53	53	29
(03)	獣医師	2 408	2 373	35	101.5	1 360	1 048	-
(04)	薬剤師	3 006	2 892	114	103.9	1 767	1 234	5
(05)	理学療法士	198	235	△ 37	84.3	18	62	118
(06)	作業療法士	135	162	△ 27	83.3	26	42	67
(07)	歯科衛生士	737	740	△ 3	99.6	116	298	323
(08)	診療放射線技師	694	746	△ 52	93.0	387	288	19
(09)	診療エックス線技師	31	38	△ 7	81.6	23	5	3
(10)	臨床検査技師	882	973	△ 91	90.6	565	306	11
(11)	衛生検査技師	155	192	△ 37	80.7	82	72	1
(12)	管理栄養士	2 773	2 603	170	106.5	634	642	1 497
(13)	栄養士	789	822	△ 33	96.0	43	112	634
(14)	保健師	24 262	23 976	286	101.2	3 800	5 964	14 498
(15)	助産師	112	130	△ 18	86.2	17	49	46
(16)	看護師	1 049	1 081	△ 32	97.0	75	302	672
(17)	准看護師	312	340	△ 28	91.8	6	49	257
(18)	その他	15 227	16 137	△ 910	94.4	5 813	7 128	2 286
＜ 再 掲 ＞								
(19)	精神保健福祉士	1 183	1 178	5	100.4	518	320	345
(20)	精神保健福祉相談員	1 529	1 634	△ 105	93.6	880	624	25
(21)	栄養指導員	1 123	1 107	16	101.4	608	512	3
(22)	食品衛生監視員	5 211	5 243	△ 32	99.4	2 855	2 356	-
(23)	環境衛生監視員	4 551	4 561	△ 10	99.8	2 690	1 861	-
(24)	医療監視員	7 844	7 811	33	100.4	5 743	2 101	-

注：1)「(19)精神保健福祉士～(24)医療監視員」は、「(01)医師～(18)その他」の再掲である。

2)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

(2) 常勤保健師の配置状況

平成 20 年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を、都道府県別の人口 10 万対でみると、全国が 19.1 人で、「島根県」が 36.5 人と最も多く、「東京都」が 11.3 人と最も少なくなっている。

「政令市・特別区以外」でみると、「高知県」が 50.8 人と最も多く、「東京都」が 12.5 人と最も少なくなっている。(表 15、図 2)

表 15 都道府県別にみた常勤保健師数

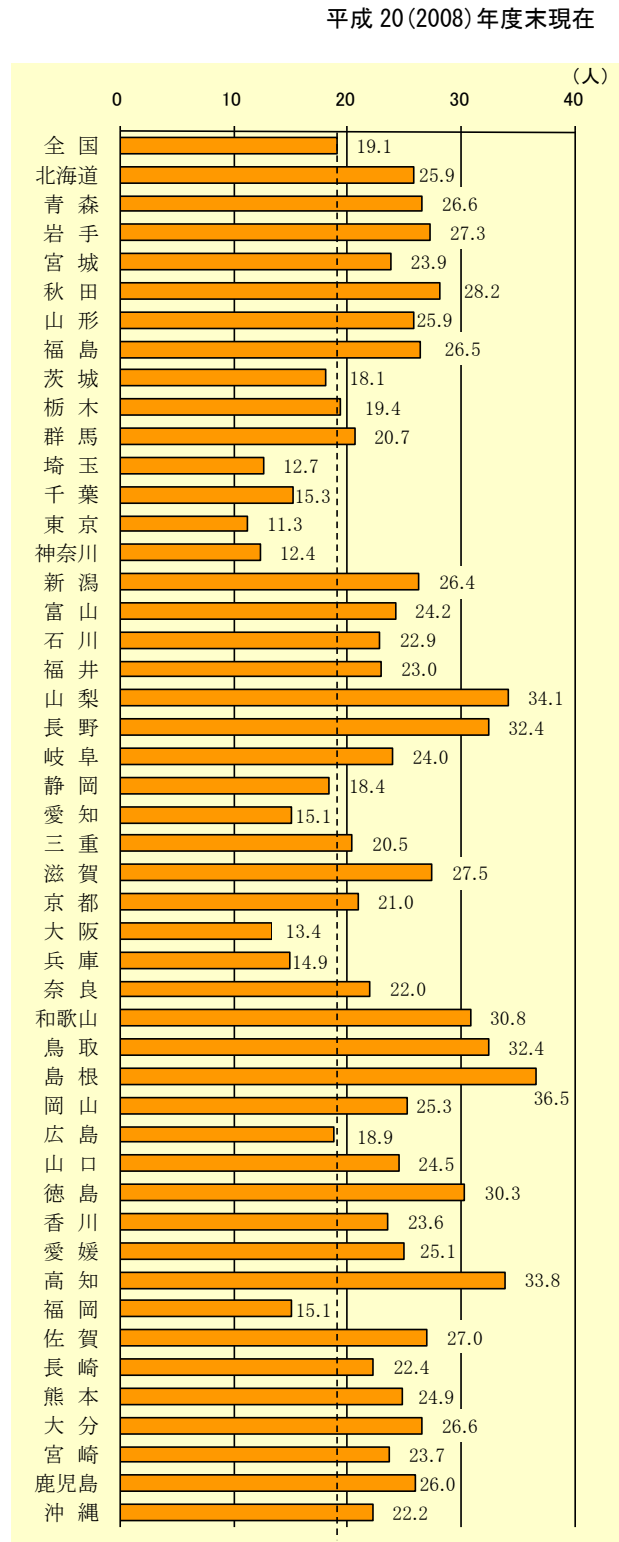
平成 20(2008)年度末現在

(単位:人)

	常勤保健師数	常勤保健師数 (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全国	24 262	19.1	11.5	24.3
北海道	1 437	25.9	9.5	41.1
青森	377	26.6	9.8	31.2
岩手	370	27.3	14.0	30.9
宮城	556	23.9	12.2	32.7
秋田	315	28.2	12.6	34.5
山形	307	25.9	.	25.9
福島	546	26.5	15.6	31.9
茨城	539	18.1	.	18.1
栃木	389	19.4	12.3	21.8
群馬	415	20.7	.	20.7
埼玉	898	12.7	9.9	13.4
千葉	936	15.3	10.5	17.5
東京	1 412	11.3	10.8	12.5
神奈川	1 094	12.4	11.3	15.3
新潟	633	26.4	15.1	32.0
富山	267	24.2	18.9	27.5
石川	267	22.9	10.6	30.5
福井	187	23.0	.	23.0
山梨	296	34.1	.	34.1
長野	703	32.4	19.6	35.1
岐阜	502	24.0	16.8	25.8
静岡	696	18.4	13.5	21.7
愛知	1 089	15.1	11.4	18.2
三重	380	20.5	6.2	23.3
滋賀	380	27.5	.	27.5
京都	536	21.0	14.5	28.7
大阪	1 166	13.4	11.0	15.7
兵庫	835	14.9	9.6	21.0
奈良	312	22.0	13.4	25.1
和歌山	320	30.8	10.7	42.5
鳥取	194	32.4	.	32.4
島根	266	36.5	.	36.5
岡山	492	25.3	14.1	41.9
広島	541	18.9	12.7	30.6
山口	361	24.5	16.9	26.3
徳島	243	30.3	.	30.3
香川	240	23.6	14.9	29.8
愛媛	367	25.1	11.1	32.6
高知	263	33.8	12.1	50.8
福岡	762	15.1	10.7	20.7
佐賀	233	27.0	.	27.0
長崎	326	22.4	9.0	34.8
熊本	458	24.9	11.6	32.6
大分	322	26.6	13.0	35.2
宮崎	274	23.7	11.8	29.3
鹿児島	449	26.0	11.0	34.0
沖縄	311	22.2	.	22.2

図 2 都道府県別にみた常勤保健師数

(人口 10 万対)



注: 1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口(平成21年3月31日現在)」で算出した。

2)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

3)「政令市・特別区」、「政令市・特別区以外」の常勤保健師数は、「IV統計表」に掲載している。